

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によることは、肝炎対策基本法等でも確認されており、国の法的責任は明確となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、対象がB型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、助成の対象から外れている患者が相当数存在し、特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費の負担ばかりか、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しく、亡くなる直前まで認定がなされないといった実態が報告されるなど、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時に、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国においては、当該医療費助成を含む生活支援への具体的措置が講じられていない状況にある。

よって、国会及び政府においては、肝硬変・肝がん患者の医療費助成を含む生活充実の実現が一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る肝炎医療に対し、医療費助成制度を創設すること。
2. 患者の実態に応じ、ウイルス性肝疾患の障害認定基準を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日

北海道新得町議会議長 菊地康雄